

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

- 一 選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げること。（第百九条の四関係）
- 二 選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、選挙運動用ポスター並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げること。（第百九条の七、第百九条の八、第百十条の二、第百十条の三、第百十条の四、第百二十五条の三及び第百三十二条の三の二関係）
- 三 この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）